

労災保険の給付を受給された皆様へ

2004年7月以降に支給された労災保険の給付に追加給付がある可能性があります

厚生労働省の「毎月勤労統計調査」で全数調査するとしていたところを一部抽出調査で行っていたことにより、統計上の賃金額が低めに出ていました。

この結果、同調査の平均給与額の変動を基礎としてスライド率等を算定している労災保険の給付額に影響が生じています。

2004年以降追加給付が必要となる時期に遡って追加給付を行います。

御迷惑をおかけしますこと、心よりお詫び申し上げます。

2004年7月以降
次の給付を受けた方
が追加給付の対象
になり得ます

- ◆ 傷病（補償）年金、傷病特別年金
- ◆ 障害（補償）年金、障害特別年金
- ◆ 遺族（補償）年金、遺族特別年金、遺族特別一時金
- ◆ 休業（補償）給付、休業特別支給金 等

※ 2004年7月以降に給付を受けた方でも、時期や給付基礎日額によって追加給付の対象にならないことがあります。

○以下のスケジュールにより、再計算した金額で支給や追加給付が開始できるよう準備を進めています。

			お知らせ開始時期	お支払い開始時期	
労災年金	現に受給中の方	将来分（4・5月分から再計算した額）	4月	6月～	
		過去分	厚生年金との支給調整等が不要な方	5月～	6月～
			厚生年金との支給調整等が必要な方	9月～	10月～
	過去に受給されたことがある方		9月頃～ ^{※1}	10月頃～ ^{※2}	

			お知らせ開始時期	お支払い開始時期	
休業（補償）給付	現に受給中の方	将来分（4月に休業した請求分から再計算した額）	—	5月～（一部4月も）	
		過去分	厚生年金との支給調整等が不要な方	6月～	7月～
			厚生年金との支給調整等が必要な方	7月～	8月～
	過去に受給されたことがある方		8月頃～ ^{※1}	9月頃～ ^{※2}	
	過去に受給されたことがある方でシステム上の処理にさらに時間を要する方		11月頃～	12月頃～	

※「支給調整」とは、労災年金と厚生年金（障害もしくは遺族年金）の双方の支給を受ける場合や通勤災害の場合に自賠責保険の補償額と支給額の調整を行う場合などがあります。

※1 現住所を特定できた方より順次

※2 必要な本人確認を踏まえて順次

○再計算の結果、受給額が変わらない方に対しては、追加給付のお知らせは送付いたしません。

○追加給付事務の準備状況は、厚生労働省ホームページなどで公表し、積極的な周知に努めてまいります。

※ 今後の手続に役立つ可能性がありますので、次の書類は捨てずに保管してください。
支給決定通知・支払振込通知、年金証書、変更決定通知書



雇用保険・労災保険・船員保険の給付を受給していた皆様へ

「追加給付問合せ専用ダイヤル」 を設置いたしました

全国どこからでも通話料無料で
お電話いただけます

2019年1月11日から

2004年8月以降※に支給された雇用保険、
労災保険、船員保険の給付に追加給付がある
可能性があります。

※労災保険は2004年7月以降

以下の問合せ専用ダイヤルで御質問・御相談を受け付けます。
疑問の点は、まず御連絡ください。

こんな疑問に
お答えします

- ◆ 毎月勤労統計の関係で追加給付が発生するのはなぜ？
- ◆ どのような給付が追加給付の対象になりますか？
- ◆ いつ頃給付されたものが対象になりますか？
- ◆ 名前や住所が変わっているのですが…

専用ダイヤル
はこちら

★雇用保険 0120-952-807
(※事業主向け助成金の問い合わせを含む。)
★労災保険 0120-952-824
★船員保険 0120-843-547
0120-830-008

どの保険に係る問い合わせか御不明の場合、いずれの専用ダイヤルでもお問い合わせいただけます。

受付時間 平日 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15

追加給付問い合わせ専用ダイヤルは午前中混み合い、比較的午後がつながりやすい状況です。
ご相談の期限は、当面、設けません。

本件に関して、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）、労働基準監督署、全国健康保険協会又は日本年金機構から直接お電話や訪問することはありませんので、これらをかたる電話・訪問があった場合はご注意ください。また、追加給付の対象となる方への郵便物によるお知らせは、今後システム改修等の準備が整い次第、順次行う予定です。あらかじめ報道機関やホームページ等を通じお知らせしてまいりますので、それまでの間、これらをかたる郵便物にもご注意ください。御不明の点は上記の専用ダイヤルまでお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワーク・全国健康保険協会・日本年金機構